

旭医大達第8号
令和8年2月6日

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程（令和2年旭医大達第9号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 精神科病院等における精神障害者に対する虐待防止に関すること。</u> (新設)</p> <p><u>(7) その他、高齢者及び障がい者への虐待に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 精神科神経科医師のうちから 1人</u> (新設)</p> <p><u>(8) 副看護部長のうちから 1人</u></p> <p><u>(9) メディカルソーシャルワーカーのうちから 2人</u></p> <p><u>(10) 医療支援課長</u></p> <p><u>(11) その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第1号から第9号まで及び第11号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第1号から第9号まで及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、</p>	<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) その他、高齢者及び障がい者への虐待に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 副看護部長のうちから 1人</u></p> <p><u>(8) メディカルソーシャルワーカーのうちから 2人</u></p> <p><u>(9) 医療支援課長</u></p> <p><u>(10) その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第1号から第8号まで及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第1号から第8号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、</p>

<p>前任者又は現任者の残任期間とする。 (略) (委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は第4条第1項第1号から第<u>7</u>号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。 (略)</p> <p>(Abuse 対応チーム)</p> <p>第7条 委員会に虐待事案の事実関係の検証等を行うため、Abuse 対応チームを置く。</p> <p>2 Abuse 対応チームは、第4条第1号から第<u>9</u>号に掲げる委員及び虐待事案の当該診療科等の病棟医長又は外来医長(診療科を除く病院に置かれる部署にあっては、当該部署の准教授、講師又は助教)により組織する。 (略)</p>	<p>前任者又は現任者の残任期間とする。 (略) (委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は第4条第1項第1号から第<u>6</u>号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。 (略)</p> <p>(Abuse 対応チーム)</p> <p>第7条 委員会に虐待事案の事実関係の検証等を行うため、Abuse 対応チームを置く。</p> <p>2 Abuse 対応チームは、第4条第1号から第<u>8</u>号に掲げる委員及び虐待事案の当該診療科等の病棟医長又は外来医長(診療科を除く病院に置かれる部署にあっては、当該部署の准教授、講師又は助教)により組織する。 (略)</p>
--	--